

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録	
開会日	平成 29 年 12 月 13 日（水）午前 10 時 00 分
閉会日	平成 29 年 12 月 13 日（水）午後 1 時 23 分
場 所	長久手市役所西庁舎 2 階 第 7・8 会議室
出席委員	委 員 長 木村さゆり 副委員長 山田かずひこ 委 員 伊藤祐司 大島令子 佐野尚人 林みすず
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため 出席した者の職 氏名	市長 吉田一平 総務部次長兼財政課長 浦川 正 財政課長補佐（財政担当） 嵯峨 剛 福祉部長 中西直起 福祉部次長 成瀬 拓 福祉部次長兼長寿課長 中野智夫 課長補佐（介護保険、地域支援担当） 井上隆雄 介護保険係長 青山祐司 子育て支援課長 門前 健 課長補佐兼子ども未来係長 西本 拓 課長補佐兼子ども家庭係長 岡藤彰彦 保育係長 川本理絵 施設係長 岩崎大輔 保険医療課長 林 元美 課長補佐兼国保年金係長 名久井洋一 医療係長 野田 聡 健康推進課長 南谷 学 主幹兼健康増進係長 遠藤佳子 教育部長 加藤 明 教育部次長 川本晋司 指導室長 瀧 善晶 教育総務課長 山端剛史 課長補佐兼施設係長 水野真樹 計 23 名
職務のため出席 した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 福岡隆也 書記 飯田純子
会議録	別紙のとおり

委員長 開会宣言
議長 あいさつ
市長 あいさつ

議案審査

議案第 50 号 平成 29 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
長寿課長 議案第 50 号について説明
林委員 国のデータ連携仕様とは具体的にどのようなか。
介護保険係長 他のシステムへのデータ移行を円滑に行うため、項目の名称や桁数等を標準的なレイアウトに変換するという内容である。
林委員 他のシステムへの移行とは何か。
介護保険係長 社会保障・税番号制度システムに関して、市のシステムと国のシステムとを連携することである。そのために今回の整備が必要である。
林委員 国のシステムには国保や医療関係も含まれているのか。
長寿課長 把握していない。
林委員 県からの権限移譲に伴うシステム改修であるが、県の補助金はあるのか。
長寿課長 県からの補助金はない。
佐野委員 介護保険システムは全国统一のものか。
長寿課長 民間開発のシステムを使用しており、全国统一ではない。
佐野委員 改修費は市町によって異なるということか。
長寿課長 確認していないが、市町によって費用は異なると思う。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 個人情報保護委員会が 10 月に今年度上半期の活動実績を発表したが、個人番号の漏えいが 273 件発生し、66 件であった前年度の 4 倍超となることがわかった。本市のマイナンバーの発行数は 1 割程度であり、多くの市民は情報漏えいを危惧し、マイナンバーカードを求めている。国との連携システムを補強す

るシステム改修であるため反対とする。

賛成討論なし

反対討論なし

議案第 50 号平成 29 年度長久手市介護保険特別会計補正予算
(第 2 号) については、賛成多数。

議案第 50 号は、原案のとおり可決

議案第 55 号

長寿課長
林委員
長寿課長

長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 55 号について説明

手数料を徴収する必要性及び徴収することにした経緯は何か。
平成 28 年度に通所デイサービスの定員 18 人以下の事業所が
地域密着型介護サービスに移行し、対象となる事業所が増えた。
また、平成 30 年度に居宅介護支援事業所の指定権限が県から市
に移り、市が指定する施設が増える。事務量の増加により必要
になる人件費相当分を徴収する必要があると判断した。

大島委員
長寿課長

県は手数料をいくら徴収しているのか。

愛知県は平成 29 年 4 月に条例で新規指定が 3 万円、指定の更
新申請が 1 万円と定めており、本市と同様である。

大島委員

改正後の条文の中に居宅介護支援事業、地域密着型サービ
ス事業、地域密着型介護予防サービス事業とあるが、市内に該
当する事業所は何件あるか。また、地域密着型介護予防サー
ビス事業の条文の備考について、事業所が区域外にある場合
及び地域密着型サービス事業の指定の申請と同時に申請する
場合とは具体的にどのようなか。

長寿課長

居宅介護支援事業所については、「ケアプランセンターいち
じくの実」及び「ケアプランセンターやさしいところ」の 2 事
業所が来年度更新の予定である。地域密着型については来年度
更新の対象になる事業所はない。また、地域密着型介護予
防サービス事業について、市外の施設では長久手市の利用
者がいても申請手数料はかからないこと、要介護と要支
援の指定の申請を同時に行う場合は 2 件ではなく 1 件の
手数料となることが備考

に記載されている。

大島委員

議案第 50 号のシステム改修費との関係はあるか。

長寿課長

手数料の徴収とは関係ない。

林委員

県内市町村の状況はどのようなか。

長寿課長

近隣市町では、日進市、豊明市、東郷町、みよし市、瀬戸市、尾張旭市が予定している。

林委員

小規模の事業所から人材不足や経営が難しいという意見があると思うがどう考えているか。

長寿課長

市町村の立場として、権限移譲に伴い指定行為や実地指導をする業務量が増えるため、手数料を徴収することとした。事業所の経営面についてはアンケートからヒアリングして市町村ができることを検討していきたい。

林委員

尾三地区自治体間連携により日進市で事務所設置の予算が計上されているが、本市の審査体制はどうか。

長寿課長

実地指導は現在 2 人体制で行っているが、来年度 4 月以降は長久手市の担当 1 人、他市町の担当 1 人、愛知県の O B 1 人の 3 人体制で行う予定である。

課長補佐

新規指定や指定の更新に対する審査は、来年度以降もそれぞれの市町で行う。

大島委員

何年に 1 回更新するのか。

長寿課長

居宅介護支援事業所及び地域密着型それぞれで 6 年に 1 回である。

大島委員

来年度 4 月 1 日から市の体制は変わるのか。

長寿課長

広域で協力することで、現状の体制でできると考えている。

大島委員

事業所はこれまでも県に対して同じ書類を提出していたのか。

長寿課長

居宅介護支援事業所に関しては、提出書類は原則同じである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員

介護保険事業所からの指定更新手数料の徴収は、介護報酬のマイナス改定や人材不足等で厳しい経営を強いられている事業所に新たな負担を課すものである。今後、介護基盤の整備が求

められている中で逆行するものであるため、反対とする。

賛成討論なし

反対討論なし

議案第 55 号長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例については、賛成多数。

議案第 55 号は、原案のとおり可決

- 議案第 49 号** 平成 29 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 保険医療課長 議案第 49 号について説明
- 林委員 審査支払手数料について、愛知県国保連合会のレセプト審査料が 36.86 円から 46.86 円に上がったが、全国一律なのか。
- 保険医療課長 全国の状況は把握していない。愛知県では統一の金額である。
- 林委員 後期高齢者支援金について、被保険者数の予算見込み値と基礎算定値はそれぞれどのようか。
- 課長補佐 予算見込み値は 9,756 人、社会保険診療報酬支払基金の算定値は 1 万 147 人である。
- 林委員 391 人増加した要因は何か。
- 課長補佐 予算見込み値は市の国保の加入者数で算定している。社会保険診療報酬支払基金は全国統一の見込み数を独自に算定しており、新年度に通知される。市と基金とで伸び率の見込みに差があったことが要因である。
- 大島委員 償還金の内訳はどのようか。
- 課長補佐 償還金 1,863 万 9 千円は、昨年度の療養給付費負担金の精算に伴う返還額である。
- 大島委員 予算見込み値と基金算定値とでは 391 人の差があるが、6 月の本算定の人数は基金算定値と関係があるのか。
- 課長補佐 本算定では実際に加入している方に国民健康保険税を賦課している。基金算定値は後期高齢者支援金を算出するためだけに使用するため、長久手市の国保の被保険者数とは異なる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 49 号平成 29 年度長久手市国民健康保険特別会計補正
予算（第 2 号）については、賛成全員。

議案第 49 号は、原案のとおり可決

議案第 51 号 平成 29 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2
号）

保険医療課長 議案第 51 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 51 号平成 29 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 2 号）については、賛成全員。

議案第 51 号は、原案のとおり可決

議案第 56 号 長久手市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例
について

保険医療課長 議案第 56 号について説明

林委員 母子・父子家庭医療費の支給を受けている世帯数は何世帯か。

保険医療課長 平成 29 年 11 月 30 日時点で、母子家庭が 288 世帯 643 人、父
子家庭が 9 世帯 19 人、両親のいない世帯が 3 世帯 4 人である。

- 大島委員 今回の改正は「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」に名称を改めるだけか。
- 保険医療課長 文言の整理のみである。
- 大島委員 この制度に所得制限はあるのか。
- 課長補佐 扶養親族の数に応じて所得制限がある。
- 林委員 この条例における「一人親家庭で配偶者」の定義はどのようなか。
- 課長補佐 配偶者のいない女性及び男性、その者が扶養している18歳以下の者が対象となる。
- 林委員 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている場合は対象とならないか。
- 課長補佐 対象となる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第56号長久手市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第56号は、原案のとおり可決

<休憩 10時53分>

<再開 11時00分>

所管事務調査

1 いじめ防止対策の現状について

- 教育総務課長 ・ いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、長久手市いじめ防止基本方針を策定した。基本方針では、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の取組を市全体で進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない社会

の実現を方針の柱としている。

- いじめの未然防止として、学校が適切に対応できるよう市が学校を支援すること、学校はいじめの未然防止に努めること、保護者は子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、思いやりの心や規範意識を身に付けさせるよう努めること、地域は社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待されるため、地域、学校、家庭が連携して児童生徒の様々な体験活動を支援するという基本的な考え方を明示している。また、関係機関との連携、相談体制の整備についても明示している。
- 深刻ないじめに発展する前に些細なことでも相談できる体制が整備されていることが重要である。
- 学校の担任、養護教諭、担任以外の教員、スクールカウンセラー等は最も身近な相談先である。学校では、いじめは決して許されない行為であること、どの子にもどの学校にも起こり得るものであることを十分に認識した上で防止と対策に取り組んでいる。各学校においてもいじめ防止基本方針を掲げ、いじめ予防の対策をしている。
- 学校での具体的な対策例としては、学期に1回いじめアンケート及び教育相談、年に2回QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）、小学4年及び中学1年を対象にセルフディフェンス講座、道徳教育等を実施している。
- 教育委員会では、指導主事やスクールソーシャルワーカーがいじめの相談を受ける。
- いじめの早期発見等を効果的に推進するため「いじめ問題対策連絡協議会」（教職員、中央児童相談所、法務局、警察等の各職員や保護者で構成）、いじめによる重大事態が発生した際に調査をすることを目的にした「いじめ問題専門委員会」（教育、法律、医療、心理、福祉の専門家により構成）を各年1回開催し、情報交換をしている。
- 市の相談体制として、子育て支援センターの中に家庭児童相談室を設け、保健師や社会福祉士等の資格を有した職員がいじめを含む様々な相談を受けている。
- 身近な人に相談できない場合は、24時間いじめの悩み電話相談「いじめほっとライン24」やこころの電話やヤングテレ

ホン等の多くの電話相談窓口があり、保護者を通して児童生徒に周知している。

- ・ それぞれの機関が相互に情報共有し連携を行うことで、いじめ防止の対策をとっている。

大島委員 いじめ問題対策連絡協議会の構成員の中に長久手市の学校現場を知っている人はいるのか。

教育総務課長 小中学校の保護者や小中学校の校長会、事務局である子育て支援課が委員となっている。

大島委員 子どもや保護者はどのようにして相談窓口の電話番号を知ることができるのか。

教育総務課長 各相談窓口のホームページや学校で配られるパンフレットにより周知している。

大島委員 教育福祉委員会で視察した世田谷区では消しゴム、豊田市では赤ボールペンに相談窓口の電話番号が印字されていた。子どもが直接手にする物に相談窓口の電話番号等を載せる工夫はしないか。教育委員会はこのような取組をどう考えているか。

教育総務課長 教育委員会では、啓発物品について直ちに検討する予定はない。相談窓口に関しては、法務局の人権に関するチラシ等の専門的な機関が発行するチラシやホームページにて周知していきたい。

佐野委員 平成 28 年度のいじめの相談件数は何件であったか。

教育総務課長 認知件数は小学校が 121 件、中学校が 202 件である。

佐野委員 相談先として多いのはどこか。

指導室長 教育相談と担任の認知が一番多い。

佐野委員 アンケートによって担任が認知するケースが多いのか。

指導室長 アンケートから話をしながら解決する案件がほとんどである。

佐野委員 いじめが深刻化する前に解決できているのか。

指導室長 今のところ解決しており、継続観察もしている。

佐野委員 深刻化した事例はあるのか。

指導室長 今のところない。

大島委員 中学校で認知件数が 202 件とのことだが、学校に相談しても解決できず卒業まで待つという事例もあると思う。短期間で解決できないものなのか。

指導室長 事例はさまざまであり、継続して指導している事例もある。認知件数が増えている理由は、いじめ防止基本方針の策定以降、

本人からの相談件数だけでなく周囲からの報告も集計されているからである。

佐野委員 認知件数の中に教職員にいじめられている事例もあるのか。

指導室長 何件あるかは把握していない。

佐野委員 アンケートの提出先は教職員であるため、教職員に対する悩みを相談しにくい。相談しやすい体制を整える必要はないか。

指導室長 教職員に対する悩みについては、他の話しやすい教職員に相談する事例が多い。

佐野委員 第三者に直接伝わるようなポストが必要だと感じるがどう考えているか。

指導室長 市内では校長や養護教諭がポストを設置している学校もあり、実際にポストに投函される事例もある。今後検討し、できる範囲で導入していきたい。

伊藤委員 いじめの深刻の程度とは何か。いじめによって不登校になった事例は深刻ではないか。

教育総務課長 いじめ防止基本方針の中での重大事態の捉え方は、児童生徒が命を絶つ場合、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品に重大な被害を被った場合等である。

伊藤委員 いじめによって不登校になった場合、転校する事態になる前にきちんと対処しなければならない。いじめによって不登校になった事例はないのか。

指導室長 不登校は要因がからみあう事例が多い。学業不振、担任との関係、子ども同士のトラブルがきっかけとなることが多く、児童生徒との相談や家庭とのカウンセリングを行い、登校ができる環境をつくっている。不登校の要因をいじめに特定することはできないが、ひとつの要因としては考えられる。

伊藤委員 いじめがトラウマとなり社会生活に影響を及ぼすことがあるが、不登校になった児童生徒に対して相談後も支援しているか。また、不登校の要因はいじめだけではないとのことだが、いじめがきっかけであることも多いと思うので注意深く見守ってほしい。いじめがわかった段階で深刻だと受け止めるべきだと思うが、どう考えるか。

指導室長 学校で抱えきれない事例が出た場合は、外部の相談員やアドバイザーの紹介や教育委員会の援助等により支援していく。全て解決できるとは断定できないが、継続して解決していくよう

働きかけていきたい。

佐野委員 深刻の捉え方であるが、長期にわたって解決できない状況のことだと認識していいか。

教育総務課長 長期にわたって多面的な支援が必要な場合も重大事態のひとつと捉えている。いじめの内容や期間に応じて対応している。

指導室長 嫌なことを言われた等、いじめと感じたものは全て深刻である。長期化するものや傷の深さには個人差があるが、いじめられた時点で状況は深刻である。早期発見し、重大事態にならないよう解決していく必要があると考える。

山田(か)委員 児童生徒に対して、いじめについての指導は行っているのか。

指導室長 学級活動や道徳の授業、人権週間中は全校でいじめの啓発や講話等を行っている。また事例があればすぐに指導をしている。

大島委員 指導室は教育委員会の中にあるのか。

教育総務課長 教育委員会の中にある。

大島委員 教育現場で起きたことについて、教育委員会以外で相談できる場所はないか。独立性を持った第三者委員会は設置していないのか。

教育総務課長 いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題専門委員会を設置している。いじめが実際に起こった場合、いじめ問題専門委員会で外部の専門委員によって調査されることになる。

木村委員長 相談窓口の電話番号については、ホームページやチラシのみでは分かりにくい。消しゴムや赤いボールペン等の啓発物品について是非協議していただきたい。

2 がん対策について

- 健康推進課長
- ・ 健康増進法や愛知県がん対策推進条例等に、市町村の責務としてがんの早期発見及びがんの予防の推進を図るとあり、がん検診の実施に努めている。
 - ・ がん検診の内容は、胸、胃、大腸、子宮、乳腺の部位ごとに、検査内容、対象年齢を国の指針に基づいて実施している。対象は、胸、胃部X線（バリウム）、大腸検診は40歳以上、胃部内視鏡検査は50歳以上の隔年、子宮検診は女性20歳以上の隔年、乳腺検診は女性40歳以上で隔年となっている。
 - ・ 受診率はどの部位も愛知県平均を上回る数値であるが、愛知県の目標値である胃がん検診40パーセント以上及び子宮が

ん検診 50 パーセント以上は達成していない。

- ・ 胃がん検診は、今年度から実施している胃部内視鏡検査の需要が高く、受診者数の増加が見込まれるため、今後目標値を達成できると考えている。
- ・ 子宮がん検診は、特に受診率が低い 20、30 代の対象者に受診干渉を送付する等、目標値を達成できるよう努めている。
- ・ がん発見者数について、長久手市では受診者数の母数が少ないため、数年間にわたって経緯を見ていきたい。
- ・ 禁煙外来治療費助成について、平成 27 年 7 月から平成 29 年 11 月末現在で申請者数 119 人、助成者数 56 人である。毎年 20 人程度の達成者が見込まれるため、市内医療機関と連携しながら P R していきたい。
- ・ 喫煙防止教室は、健康づくり計画推進ボランティアである「ながくてすこやかメイト」と連携して、小学 5 年若しくは 6 年を対象に実施している。今年度から市内全小学校を訪問し、喫煙に対する健康被害のリスクの啓発を行っている。たばこに興味を持つ前の小学生に対する啓発は、将来成人となる児童だけでなく、喫煙している親に対する啓発効果も期待できる。
- ・ がん検診の内容及び精密検査の必要性の周知として、現在はがん検診を受診する方のみ案内しているが、今後は対象と見込まれる方全員にがん検診の必要性、精密検査の内容をわかりやすく案内していきたいと考えている。
- ・ 乳幼児健診、母子健康手帳交付時に受動喫煙防止の指導を実施している。
- ・ 今後も継続して、がん検診の受診率向上及びがん予防の普及、啓発に取り組んでいきたい。

佐野委員

小学校で実施している喫煙防止教室について、名称は受動喫煙防止教室ではないか。

主幹

受動喫煙を防止する目的だけでなく、たばこに興味を持つ前にたばこを吸わない選択ができるようにする教育も含まれているため、名称を喫煙防止教室としている。

大島委員

平成 28 年度のがん発見者数の内、早期発見者数はどのようなか。

主幹

胃がん検診では 3 人中早期がん 2 人、進行がん 1 人、大腸がん検診では 10 人中早期がん 2 人、進行がん 5 人、不明が 3 人、

子宮がん検診及び乳がん検診は把握していない。

伊藤委員

愛知県はがん対策推進条例を制定しており、市町村の役割としてがん検診の受診率の向上が記載されている。本市ではがんの予防の推進として、喫煙防止教室や禁煙外来治療費助成を行っているが、その他食生活や飲酒に関する啓発は今後どのように行っていくのか。

健康推進課長

現時点では具体的に決まっていない。

伊藤委員

公共施設の禁煙や分煙の状況はどのようなか。

財政課長

現在は施設ごとに管理している。予算が関係するため難しい部分もあるが、市としては分煙の方向で考えていきたい。

伊藤委員

愛知県がん対策推進条例では、がん医療の充実、緩和ケアの充実、がん登録の推進等やがん対策推進計画を策定することが記載されている。最低限、県が条例で定めた項目に対しては市の方針を決めてほしいがどう考えているか。がん対策についての条例や推進計画の策定は考えていないか。

健康推進課長

緩和ケアについては、がん診療連携拠点病院との連携が課題であり研究が進んでいない状況である。がん検診の計画の策定は現段階では考えていない。

林委員

検診により重篤な病気が発見された場合、非公開で対策会議が開催されているが、どのように進められているのか。

健康推進課長

地域保健対策推進協議会の中に部会を設けている。愛知医科大学の医師、地域の医師、瀬戸保健所長、学識経験者等で構成されており、専門的な議論をしている。

林委員

若者のがん患者への支援は一般質問でも取り上げられていた。若者の罹患率も増えているが、ライフステージに応じた対策はどのように考えているか。

健康推進課長

現状では考えていないが、愛知県がん対策推進条例に定められている項目も含めて先進事例を研究していきたいと考えている。

伊藤委員

がん検診受診率の推移を見ると、平成 28 年度に受診率が減少しているが原因は何か。

健康推進課長

がん検診の対象者数は、国勢調査に基づき推計値として5年に1回出しており、平成 28 年度から母数が変わった。受診者数としては、ほとんどの部位で増加している状況である。

<休憩 11時56分>

<再開 13時00分>

執行部報告

子育て支援課長 子育て支援課の主要事業の内、スケジュールに変更があった3事業について説明する。

1 上郷保育園改築事業

当初、9月末に基本構想を策定した後、地元協議、地元説明を行う予定であったが、10月に市議会各会派へ基本構想の説明、11月から地元説明へと変更した。また、隣接する住宅用地に関しての協議を進める中で補償調査が必要になったため、12月補正予算にて補償調査費及び土地評価調査費を計上した。

2 西保育園地域交流サロン整備事業

年度内の整備目標に変更はないが、設計内容を当初から一部変更したことに伴い、基本・実施設計を9月末までとされていたが、10月末までの工期となった。その影響で、入札事務及び契約事務が11月から12月の中下旬までの期間に変更、工事着工が12月中下旬に変更した。

3 南小放課後児童クラブ棟増築工事

設計業務を進める中で、愛知県との事前相談の段階で建築審査会の案件とするよう指示があったため、建築確認申請が審査会后となった。このため、実施設計の期間を1か月延長し、工事着工は平成30年3月、竣工は11月頃を目指す。

佐野委員 西保育園地域交流サロン整備事業について、一部変更とは具体的にどのようなか。

子育て支援課長 北保育園と同等のものを整備するため、トイレ、空調設備、手洗いを設置することに変更した。このため実施設計が1か月延長している。

佐野委員 保護者への説明はしているか。

子育て支援課長 保護者を集めての説明はしていない。工事着工の段階でチラシ等により説明していきたい。

佐野委員 保護者からは、なぜ地域交流サロンが必要なのか、園庭が広がったのにまた狭くなる等の意見を聞く。保護者への説明

が必要ではないか。

子育て支援課長 地域の方と保育園との交流事業として保育園おたすけたい事業を始めた。この事業の説明が十分できていないため、今後保護者に対して丁寧に説明していきたい。

佐野委員 保護者への説明が全くできていない状況である。地域交流サロンが必要だという説明がないのはなぜか。今回の設計内容の一部変更により、地域交流サロンはより広くなるのか。

子育て支援課長 計画している建物は、木造平屋の約23平方メートルであり、そこまで大きな建物ではない。

佐野委員 保護者からは反対の声が多い。交流するための施設であるため、説明を丁寧に理解を得てから進めるべきである。園舎の中にサロンのスペースを確保することはできないのか。

子育て支援課長 平成27年度末に3歳未満児の受け入れ拡充のため、2階踊り場に間仕切りを作りクラスを1つ増やしているため、園舎の中に十分なスペースはない。

佐野委員 独立したスペースを確保しなければならない理由は何か。

子育て支援課長 物理的な理由としては、建物の中にスペースを設けることができないからである。また、地域交流サロンは、地域の方同士の交流、園児の散歩の補助、各種行事の補助、製作物の手伝い等の活動をする上で必要なスペースを考え、園の運営に影響がない場所を選定した。

佐野委員 活動する上で独立したスペースは必要なのか。

子育て支援課長 北保育園においても、別棟で地域交流サロンを整備しており、保育園のお手伝いやサロンのスペースで園児との交流もできている。保育士による保育とは分けて、地域の方との交流を充実していきたいと思い、別棟での整備とした。

佐野委員 保育園おたすけたいが園舎に入って交流することはできないのか。

子育て支援課長 活動に応じて場所も変わってくる。園外での散歩の補助、遊戯室での催し、園庭、サロンに子ども達に来て地域の方と交流することも考えられるため、交流がサロンの中のみに限定されるわけではない。

佐野委員 サロンを独立したスペースとして作る必要があるのか。また、園舎の外に作る必要は何か。

子育て支援課長 園児との交流が一番の目的である。また、保育園おたすけ

たいをきっかけに地域住民同士が交流することも目的の1つである。物理的な制限もあったが、独立したスペースが取れて必要だと考えた。

佐野委員 地域の方がお茶を飲んだり、雑談できるスペースの確保が必要であったため、独立したサロンとしたということか。

子育て支援課長 その通りである。

佐野委員 保護者へは十分説明してほしい。

大島委員 児童福祉法に基づいて設置した保育園の中で、地域の高齢者が保育内容に関わるお手伝いしてもいいのか。保護者としては原則保育園では保育士が保育にあたるものだと思っている。地域交流サロンはどのような法律に基づいて実施しており、責任は誰が負うのか。

子育て支援課長 保育園おたすけたい事業は法律に基づいて実施しているものではない。散歩の手伝い、園庭の掃除、簡単な修繕、保育用品の作成等、園の運営に支障がない範囲でお手伝いしている。何かあったときは保育園若しくは子育て支援課が管理責任を負うことになる。

大島委員 保護者への説明はいつ頃行うのか。

子育て支援課長 12月下旬から工事着工するため、速やかに説明を行う。

佐野委員 南小放課後児童クラブ棟増築工事について、児童クラブ棟となっているが、放課後子ども教室は行わないのか。

子育て支援課長 放課後子ども教室についても行う。

佐野委員 今までの教室は元に戻すということか。

子育て支援課長 2階建ての建物を計画しており、1階に放課後子ども教室、2階に放課後児童クラブの運営を予定している。両事業とも移転することになる。

佐野委員 平成29年度予算額の856万円は具体的に何の金額なのか。

子育て支援課長 今年度は設計費として856万円を計上している。

佐野委員 工事費はいくらの予定か。

子育て支援課長 1億3,896万円であり、12月補正予算の継続費として計上している。

大島委員 愛知県の建築審査会の案件となった理由は何か。

子育て支援課長 南小学校が第一種低層住居専用地域のエリアであり、高さ制限が10メートルである。今回増築する放課後児童クラブ棟は高さ10メートルを超えないが、既存校舎が10メートルを

超えているため建築審査会の案件とするよう指示があった。

大島委員

増築する放課後児童クラブ棟は10メートルを超えないため、適用除外になるのか。

子育て支援課長

適用除外にはならない。既存校舎が10メートルを超えるため、建築審査会の案件となる。

委員長

次に、閉会中の継続調査について継続調査申出事件一覧表のとおり、引き続き閉会中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

<異議なし>

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出書を委員長から議長に申し出ること全委員了承。

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午後1時23分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成29年12月13日

教育福祉委員会委員長 木村さゆり